四　事業地
　収用の部分　昭和六十二年建設省告示第千八百七十八号、平成四年建設省告示第六百五十八号、平成八年建設省告示第四百号、平成十一年建設省告示第二百一号、平成十三年関東地方整備局告示第百十号及び平成十八年関東地方整備局告示第百三十四号の事業地のうち東京都あきる野市二宮字原小宮前並びに平沢字大縄、字塚場、字石神戸及び字原小宮前を削り、二宮字下塚場地内において事業地を変更する。
　使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都あきる野市二宮字下塚場地内

○関東地方整備局告示第百九十八号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。
　平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第千三百二十七号小笠原都市計画公園事業第七・五・一号大神山公園
三　事業施行期間　自昭和五十三年八月九日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　昭和五十三年建設省告示第千三百二十七号、昭和五十六年建設省告示第五百七十六号、昭和五十九年建設省告示第二百九号、昭和六十二年建設省告示第三百二十九号、平成四年建設省告示第六百五十六号、平成七年建設省告示第五百四十二号、平成十年建設省告示第六百十八号、平成十三年関東地方整備局告示第百十一号及び平成十八年関東地方整備局告示第百三十五号の事業地のうち東京都小笠原村父島字東町を削る。
五　収用の手続が保留される事業地　東京都小笠原村父島字東町、字清瀬及び字宮の浜道地内

○関東地方整備局告示第百九十九号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。
　平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千八百三十六号多摩都市計画公園事業第九・六・一号桜ヶ丘公園
三　事業施行期間　自平成三年十月三十日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成三年建設省告示第千八百三十六号、平成五年建設省告示第二千百三十五号、平成六年建設省告示第二千四百三十一号、平成七年建設省告示第千八百四十三号、平成九年建設省告示第千五百六十三号、平成十年建設省告示第千六百三号、平成十四年関東地方整備局告示第二百十号、平成十九年関東地方整備局告示第二十九号及び平成二十一年関東地方整備局告示第百七十九号の事業地のうち東京都多摩市連光寺三丁目及び連光寺五丁目地内において事業地を変更する。
　使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都多摩市連光寺三丁目及び連光寺五丁目地内

○関東地方整備局告示第二百号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第千九百二十三号前橋都市計画、高崎都市計画、渋川都市計画、藤岡都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、群馬都市計画、新町都市計画、吉井都市計画、玉村都市計画、大胡都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画、甘楽都市計画、北橘都市計画、富士見都市計画、宮城都市計画、榛東都市計画及び吉岡都市計画下水道事業利根川上流流域下水道（県央処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十三年十二月二十日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百一号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千八百十七号桐生都市計画、大間々都市計画及び笠懸都市計画下水道事業利根・渡良瀬流域下水道（桐生処理区）
三　事業施行期間　自平成四年十一月十七日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百二号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第千二百五十八号沼田都市計画及びみなみ都市計画下水道事業利根川上流流域下水道（奥利根処理区）
三　事業施行期間　自昭和六十年九月二十一日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百三号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十三年三月三十一日　　関東地方整備局長　下保　修